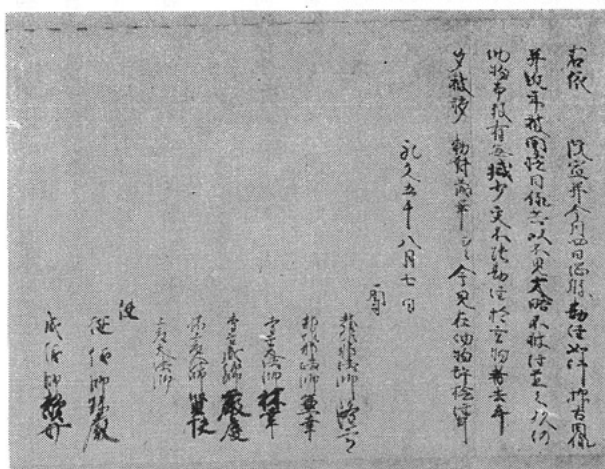


銘識より見た正倉院宝物

正倉院宝物は東大寺大仏に献納するに当って添えられた献物帳と共に存在していて、その詳細な記録によって当時の品名、材質および諸種の技法などのほか由緒や伝来をも知ることができる。この献物帳に記載されている宝物こそ正倉院宝物の中心的な存在であることは言うまでもないが、惜しいことにその過半は出蔵され、また長い年月の間に湮滅したものも少なくない。しかしながら現在宝庫には献物帳所載の宝物（帳内宝物という）のほか、むしろ量的にははるかに多い宝物（帳外宝物という）が納められていて、その中には帳内宝物に比肩すべき優秀品が多く含まれている。そしてこれらの帳外宝物の殆んどは村上天皇の天曆四年（九五〇）に綱封蔵であった東大寺羅索院双倉から正倉院南倉に移されこれを綱封蔵とした。この南倉の宝物については永久五年（一一一七）八月綱封蔵見在納物勘検注文があるが（挿図1）、これは前年の永久四年に重物

を勅封蔵に移した残余の宝物目録であって、勅封蔵に移されたものはどんなものであったか現存する宝物から逆に推測するほかはない。幸いにもこれらの宝物には付札やあるいはその物に記るされた銘識のあるものが多く、品名、特徴などのほか献納または使用の日時が

松 嶋 順 正



挿図1 永久5年綱封蔵見在目録 巻尾

記るされているものも少くなく、当時の法会、儀式、行事または事跡などの実情を知ることができる。今銘識の日付の順に従っていわゆる帳外宝物について略述しようと思う。

最勝王經帙銘

「天下諸国毎塔安置金字金光明最勝王經」「依天平十四年歲在壬午春二月十四日勅」と織り出したこの帙は、紫紙金書金光明最勝王經十巻を納めたものである。続日本紀には国分寺設置の詔は天平十三年三月十四日とし、類聚三代格、政事要略や院藏の勅書銅板には天平十三年二月十四日とあって、従来より発詔の年次について議論のあるところである。かつて喜田貞吉博士や竹内理三博士は本銘を以て最も正しい年時とされたが、帙銘ただ一つで多くの史料を否定することは不合理であるとする説もある。しかし実物の存在が貴重な史料的价值をもつこともまた重要であると思われる。

駿河金献納の事

続日本紀によると、天平勝宝二年三月十日駿河守檜原造東人等が同国多胡浦の浜において練金一分、沙金一分を獲て、これを献じた記事が見える。院藏古裂塵芥中より発見された白絶の小片に「駿河金献時机覆長七尺一寸三幅
天平勝寶二年三月廿五日 東大寺」とあり、黄金献納の事実を物語るものである。沙金、練金合せて二分の小量ではあるが、大仏鍍金に供せられたも

のであろう。長方形の白絶の周縁には縫糸の痕跡が残るところから、覆の一端に綴付けられた帛箋と考えられる。覆裂や机は見当らないが、おそらく覆裂は羅または薄絶が用いられ、机は多足机であったであろうことは宝庫に伝わる子日目利帚・手辛鋤の机覆や、卯杖の机などより類推される。

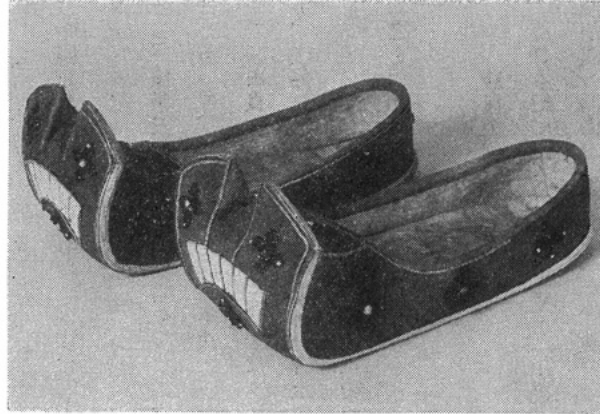
大仏開眼会利物並びに献物

聖武天皇の発願になる東大寺の大仏が、天平十五年以來九年に近い歳月を費してようやく造顕され、天平勝宝四年四月九日を以てその開眼会が行われた。続紀にこの日の盛儀を、次のように述べている。

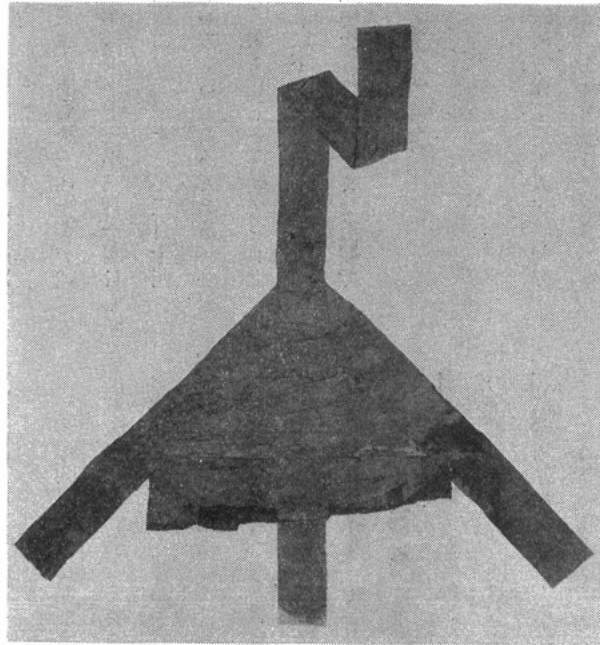
是日行幸東大寺、天皇親率文武百官、設齋大會、其儀一同元日、五位已上者著礼服、六位已下者當色、請僧一万、既而雅楽寮及諸寺種々音楽並咸來集、復有王臣諸氏五節、久米舞、插伏、踏歌、袍袴等哥舞、東西發聲、分庭而奏、所作奇偉不可勝記、佛法東歸、齋會之儀、未嘗有如此之盛也。

帳外宝物中でもこの開眼会関係の遺品が最も多い。すなわちこの日の行幸啓に著用された太上天皇(聖武)皇太后(光明)の御礼冠が存するが、惜しいことに今は残破してその全容を見ることが出来ないが、金銀宝珠や純金鳳形および金銀葛形で飾った絢爛たるものであったことが窺がわれ、これを納めた八角と六角の赤染小櫃と共に遺る。またこれと併存されている横牌には「納礼服二具一具太上天皇 一具皇太后第三櫃」とあり背に開眼の日付を

記す。礼服も第三横も共に佚し、ただ木牌だけが残っているが、この礼服が宝庫に納められていたことは、延暦、弘仁、斉衡の目録⁽⁴⁾によって知られる。なお現在南倉に納めてある衲御礼履(挿図2)は正倉院御物目録⁽⁵⁾



挿図2 衲御礼履



挿図3 白綾大幡頭残欠

に平城宮御宇後太上天皇(聖武)御物と記し赤染履箱を具えている。この履箱は蓋を闕き新造のものを補っているが、旧御物目録⁽⁶⁾によると蓋があつて貼紙に「衲礼履一具 太上天皇御履 第五横」とあつた由が記され「函蓋不見当」と注してある。蓋

し御礼冠、礼服、礼履は開眼当日御着用ものを東大寺に納められたのであろう。

また開眼に用いられた巨大な筆と墨が伝えられている。筆墨には「文治元年(一一八五)八月廿八日開眼法皇用之」とあり「天平筆」または「天平宝物」と記してある。天平開眼に用いられた筆墨をその後、治承四年(一一八〇)大仏殿炎上、文治元年再建の際後白河法皇が用いられたことを知る。この筆につけた縹色の組緒には紙箋に



挿図4 紫綾幡垂飾断片部分

「開眼縷一條重二斤二兩大 天平勝宝四年四月九日」とある。開眼の際この縷を参会の人々に執らせて共に結縁開眼したと伝えられる。

当日の莊嚴具としては、縷の大幡殘闕や東大寺堂上階幡と記す紫縷の垂飾がある。共に開眼の日付を記す(挿図3・4)。また長大な紅布五帖はいま縫糸が切れて分離しているがその一帖に「大仏殿上敷紅赤布帳長四丈三尺^{一五幅} 天平勝宝四年四月九日」とあるごとくも五幅の大仏殿上に敷かれた布帳であったことが判る。仏殿莊飾の一部と思われる金銅鳳形および同雲花形の裁文が存し、雲花形裁文には「東大寺 高笠万呂作 天平勝宝四年四月九日」と刻まれている。こうした作品に作者銘のあるのは珍らしい。

続紀に記す如く大仏殿前庭において種々の音楽演舞が行われたが、これに使用された楽面楽具や錦綾絹羅の絢爛たる楽衣裳が大量に伝えられていて、開眼の盛儀を眼のあたり髣髴せしめる感がある。伎楽面は百六、七十面伝存するがその半数は開眼会に用いられたものと考えられるが、開眼日付の明白に残るものは十数面に過ぎない。将李魚成、延均師、基永師、財福師等の作者銘を止めわが上代彫刻史上貴重な資料であることはいふまでもない。また楽衣裳には一々克明に楽名すなわち大歌、唐古楽、唐中楽、唐散楽、狛楽、度羅楽、呉楽等やそれぞれの楽の曲名まで記されているほか、さらに衣服の名称(袍・半臂・襖子・汗衫・布衫・袴・接腰・腰袷・前垂・勒肚巾・脛袋・襪等)をも記してある。楽服とはいえ当時の衣服の構成を知る重要且つ無二の資料である。

以上のような開眼関係用物のほか、当時の高官貴頭が開眼にあたり大

仏に奉獻したものに珍貴なものが多い。すなわち硝子器、銀器、玉器、瑪瑙や犀角の坏類などが、それらの容器に付した横牌や横に貼付してある題箋によってうかがうことができる。現に中倉に納置の染小横(中七九)には木牌を附し

瑪瑙坏二口 水精玉五枚

納白瑠璃高坏一口 雜香六裏

練金十一枚

背に

天平勝宝四年四月九日 第一横

と記されている。伝存する白瑠璃高坏(中七六)はこの銘記中のものと推定され、瑪瑙坏二口(中七七)、水精玉五枚(中七八)もまた同様のものかも知れない。

赤染觀木小横(中八三)には蓋に貼付した題箋に

不知獻者

銀合子一合 銀鏡一口 居黒柿臺

八曲坏二口 十曲坏二口 銀盤一口

居黒柿横 天平勝宝四年四月九日

とあり、黒柿蘇芳染小横(中八四)、同六角臺(中八五)は題箋中のもので、また銀合子(中八二)もあるいは題箋中のものであろうか、他は皆失われている。

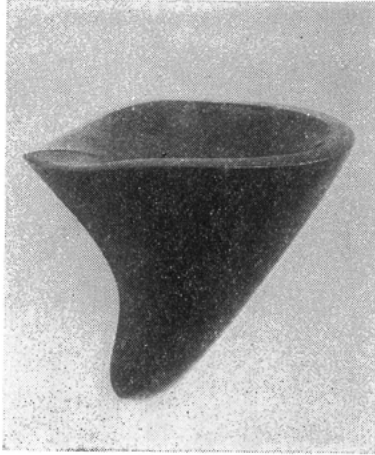
染小横(中九二)に付する紙箋には

琉璃瓶一口 碧琉璃坏一口 琉璃碗一口 碧琉璃碗一口
 綠琉璃坏一口 白玉坏一口 白犀觥觥坏一口 白玉器一個
 不知其名
 背に

明治五年開扉檢之如表書為後代今更記之

卅七年十二月七日花押

とあり、もとの題箋は湮滅したもののようである。今伝存する玉長坏(中七三)玉器形如榎頭(中七四)はそれぞれ題箋中の白玉坏、白玉器不知名其に当り、白犀觥觥坏とは角の曲った坏という意から角形をした犀角坏(中七五)がこれに当るかも知れない(挿図5)。この紙箋には日付はないが前二者同様開眼会日の献納と考えられる。



挿図5 犀角坏 角形

なお南倉の誦数などに付する木牌や紙箋、その他箱などに貼付する題箋に「會日」「會前」「大會後物」と記するものは開眼会当日またはその前後に奉納されたことをいうのである。また中倉に献物牌が数枚あり、それぞれ「橋夫人」「橋少夫人」「従三位藤原朝臣吉日」「藤原朝臣百能」「藤原朝臣袁比良賣献舎那仏」「藤原朝臣久米刀自賣献舎

那仏」「尼善光」「尼信勝」と献納者の名を記す小木牌には日付はないが、おそらく開眼にあたり寄進した品に付けられたものであろう。今物と離れて献納の品々を知ることができない。

仁王会献物と用物

仁王会は国家の安穩を祈り、百の仏像を安置し、百の高座を設け、百の法師を請じて仁王護国般若経を講じる行事である。天平勝宝五年三月二十九日東大寺において行われたことは続紀に、「三月庚午(二十九日)於東大寺、設百高座、講仁王経、是日飄風起、説経不竟、云々」と記す。この日付ある牙牌は二枚あって、一枚には「仁王會獻盧舎那佛浅香壹材」、また一枚には「平城宮御宇中太上天皇恒持心経」と金書してある。ただ後者の心経牌には仁王会のために盧舎那仏に献ずる由は記されていないが、浅香牌同様牙牌に金書してあること、日付も同日であることなどから仁王会に際し元正天皇持物の心経を献納されたものと考えられる。

さて浅香の牙牌は今北倉にある全浅香に付せられているが、全浅香は献物帳(国家珍宝帳)に「全浅香一材重大卅四斤、付紙に「寺権秤定卅三斤五兩」とあり、延暦六年曝涼使解に「全浅香一材重大卅三斤五兩」、延暦十二年曝涼使解に「浅香一材重大卅三斤五兩」、弘仁二年勘物使解に「浅香一材重大卅三斤五兩長三」とあるから当然献物帳の全浅香を指すものと考えられる。しかるに齊衡三年雜財物実録には「浅香壹材重廿斤十一兩」

と記す(現存の全浅香にも齊衡時定量の記録である「齊衡三年六月廿」の墨書が残るが惜しいことに月日の下が削り取られている。月日に続いて定量を記すのは他の薬物などから推して通例である)。さて雑物出入帳によると弘仁十三年三月廿六日行法に用いるために出蔵した「捌斤肆兩小」(これを大に換算すると二斤十二兩となる)を弘仁二年の定量より差引くと卅斤九兩となるが、現存の全浅香を計量するに一六、六五キログラム(斤量換算約二十四斤十一兩^⑧)あり、なお五斤十四兩の不足となる。これは現存の材には数ヶ所切り取られた痕があり且つ虫食も甚しいから、それ位の減量はあり得ると考えられる。以上により現存の全浅香は献物帳所載のものを見て誤りないであろう。それにしても齊衡実録の記録には疑義を感じざるを得ない。しかしこれ程の立派な牌をつけた仁王会の浅香は、献物帳の全浅香に比肩すべき巨木であったと想像される。

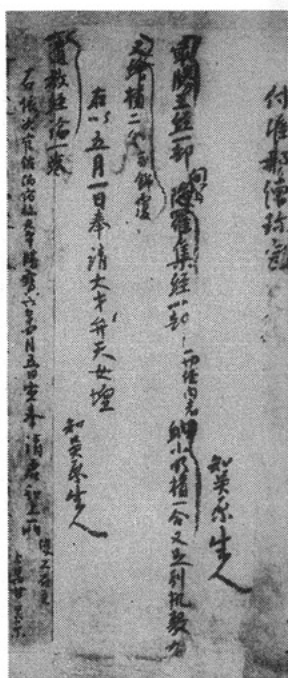
またこの日付のある措布屏風袋が残るが屏風は伝わらない。袋は残闕を含めて四口、屏風四帖分だけだが、おそらく仁王会講座の障屏としては相当多くの屏風が使用されたものと思われる。

なお中倉雑札中にある天平勝宝五年三月廿五日付の装束司牒寺政所および同三月廿八日付仁王会所の仏像仏具等注文、また正倉院古文書中には天平勝宝五年三月九日に仁王経卅二部六十四卷書写のために経紙および丹軸を経師裝潢等に充当していること(大日本古文书十二ノ四二二)、同三月二十三日には山階寺僧善珠師所や金光明寺講師所に仁王経を奉請していること(大日本古文书十二ノ四二七)などはいずれも仁王会のため

の諸準備がなされていたことを物語っている。

弁才天女壇法会用具

大弁才天女壇の荘嚴具と見られる「大弁才天女天井四角小灌頂」・「大弁才天女堂幡」・「大弁才天女壇於敷緋繩」などの墨書ある羅・綾・緋が伝存し、残破して原形をとどめないが、いずれも天平勝宝六年五月三日の日付を記す。また別に天蓋骨七具が存しその梁木の柄に「大弁才天女天井四角小灌頂」の墨書があり、小灌頂の天蓋骨であることが知られる。正倉院古文書(大日本古文书三ノ六二〇)天平勝宝五年三月廿一日付写書所解申三月食口事に「晝生式拾式人 造大弁才天女像」とあり、また同古文書(大日本古文书三ノ六五〇)に同六年五月一日を以て大弁才天女壇に最勝王経一部、陀羅集経一部、絵横二合を奉請した記事が見える(挿図6)。これらは弁才天造頭に関係あるものと推定され、銘文の天平勝宝六年五月三日はその法会供養の日であろう。今東大寺法華堂に安置す



挿図6 正倉院文書
(塵芥第30巻)

る塑造彩色の弁才天立像は本銘識の弁才天女に当てる説がある。

聖武天皇御生母中宮齋會用物

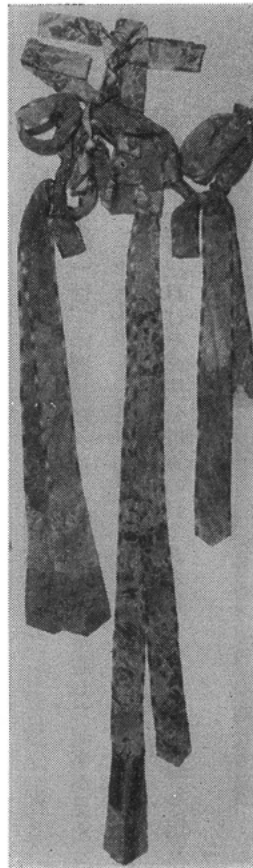
続日本紀天平勝宝六年秋七月壬子(十九日)の条に大皇太后中宮に崩すとある。大皇太后は聖武天皇の御生母藤原宮子で、その周忌に当る翌勝宝七歳七月十九日に東大寺において齋會の儀が行われたことは銘記によって知られる。この齋會の用物であった二彩の盤数口には「戒堂院聖僧供養盤、東大寺」とあり、円形や方形の竹製花筥二十数口には「中宮齋會花筥、東大寺」と見え、また藍色絶表緋絶裏の覆と思われる残闕には「中宮御齋會云々」の墨書があつてそれぞれ齋會の日付が記されている。

聖武天皇御葬儀関係用物

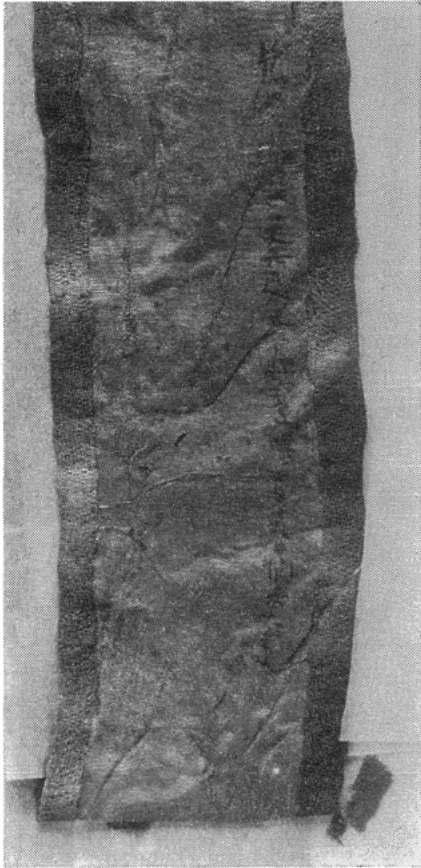
天平勝宝八歳五月二日聖武天皇崩御、続紀に「是日太上天皇崩於寢殿」とある。この日付を記す横覆帯二十数条および横綱数条が伝えられている。横は当日靈前の供物や荘嚴具を納めたものと思われるが、横および横覆は逸している。この横覆の帯は麻布を芯とした緋絶の平緒を井字形にゆるゆる町形に縫い合せ、さらに一条の緒で縁取つてあつて、横覆裂を押えるのに用いたものである。縁紐の裏に「東大寺町形帯天平勝宝八歳五月二日」と墨書してある。この町形帯は播磨

国から輪納した緋染の調繩で作られたことが教条に散見する調繩銘によつて知られる。

また同十九日は太上天皇を佐保山陵に葬つた日で、続紀に御葬の儀に奉ずるが如しとあり、供具に「師子座香爐、天子座、金輪幢、大小宝幢、香幢、花纒、蓋繳之類」と記す。葛を曲げて輪形を作りこれを教輪



挿図7 花 纒



挿図8 花纒墨書



挿図9 香天子與小枋綱断片

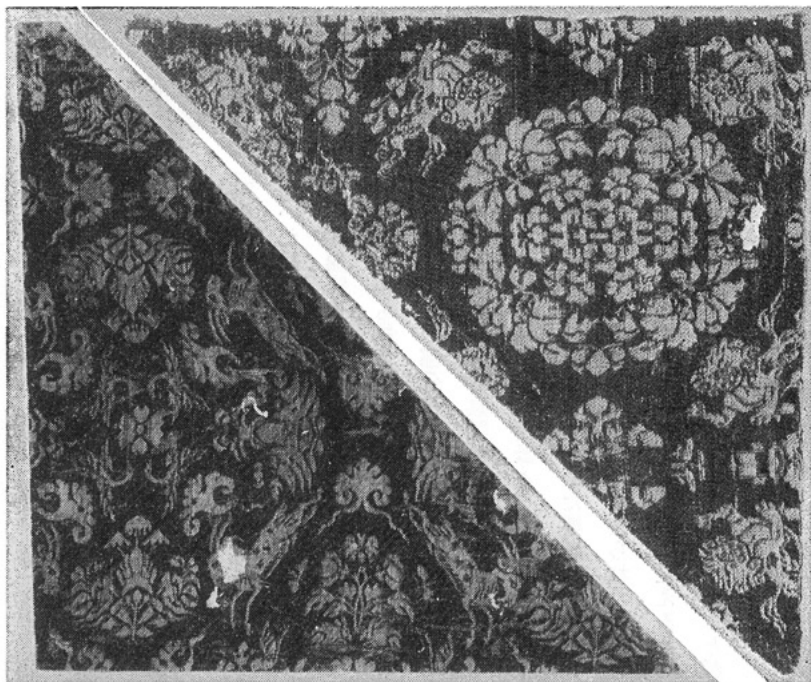
連らねたものに夾纈染の羅や純の緒を纏った花纈(挿図7・8)師子座および香天子興に用いた緑純の小枋綱(挿図9)などが残り、供具の一端が窺われる。どれも御葬儀後東大寺に納められたと見え「納東大寺」の墨書がある。また紫羅を幾幅も継ぎ合せ、夾纈羅純などで縁取りをした幔帳の類と思われる縁裏に年号の部分は欠損するが「五月十九日自東大寺云々」の墨書がある。おそらく御葬儀関係の用具と推定されるが、後林邑楽所用に供したもので「林邑楽三綱所云々、承和四年三月十二日」の追記がある。林邑楽は開眼会の導師をつとめた婆羅門僧正と共に来朝した林邑の僧仏哲によって、はじめてわが国に伝えられたといわれ、開眼会の時林邑楽三舞が奏せられたことが東大寺要録に見える。林邑楽がこの用具の追記に見るように平安初期頃まで行われていたことが知られる。

聖武天皇周忌御齋会法用具

聖武天皇周忌御齋会については予めその準備を進められたと見え、統紀、天平勝宝八歳六月廿二日の条に「勅、明年國忌御齋、應設東大寺、其大佛殿歩廊者、宜令六道諸國營造、必會忌日、不可怠緩。」とあり、同十二月二十日の条に「越後、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向等廿六國々別頒下灌頂幡一具、道場幡卅九首、緋綱二條、以充周忌御齋莊飭、用了收置金光明寺、永爲寺物、隨事出用之」とある。次いで翌九歳五月二日に周忌御齋会が行われたが、統紀には「五月己酉(二日)太上天皇(聖武)周忌なり、僧千五百人を請じて東大寺において齋を設く。」と簡単に記すが、遺存する法用具はその量開眼会に次ぐ程である。すなわち齋場莊嚴の綾製の大灌頂幡は原形を留めるもの数旒、中でも比較的完好なものは垂脚を除き長さ約八メートル、幅は九〇センチの長大なものである。また羅または錦の道場幡は数百旒が伝存し、破綻して断片零截となったものを含めると優に六百旒を超える老大な量に達する。各幡毎に胸のあたりに「平城宮御宇後太上天皇周忌御齋道場幡、天平勝寶九歳歲次丁酉夏五月二日己酉左(又は右)番」と朱書し、下端に「東大寺」と墨書する白綾の題箋を着ける。齋場の左右に林立する錦羅の幡を想像するに法会の盛大さがうかがわれる。

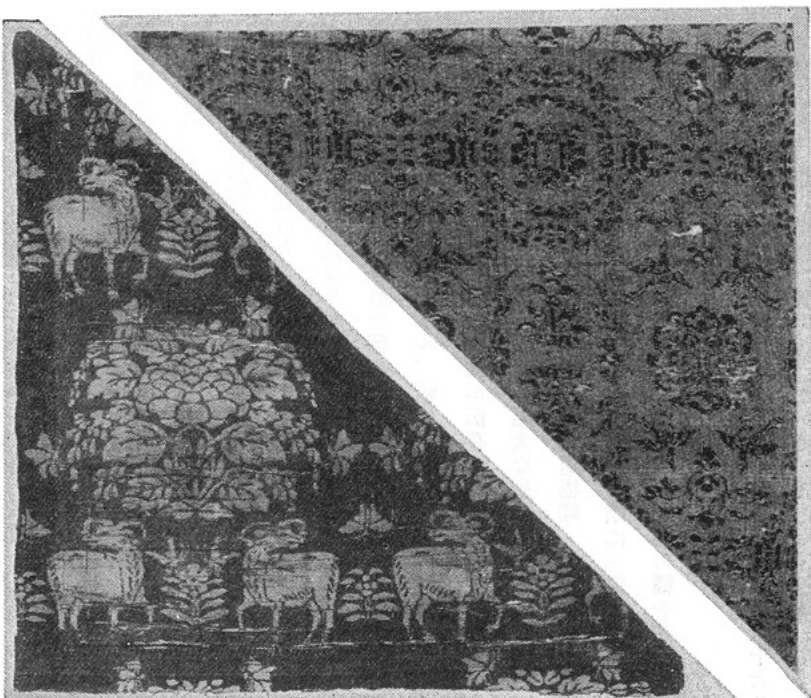
因に今紐心麻綱と称して保存する丸形の綱(挿図14)が六十六条と二十九括もある。もと緋純の綱であったが純がほとんど剝落して文字通り心

の麻綱だけになっている。太さ約二センチ、長さは完全に近いと思われるものは約四〇メートル以上に及ぶ。銘識がなくまた用途も不明だがあるいは幡類を吊すためのものか、前掲続紀謂う緋綱とはこのようなもの



挿図11 花鳥山羊文錦

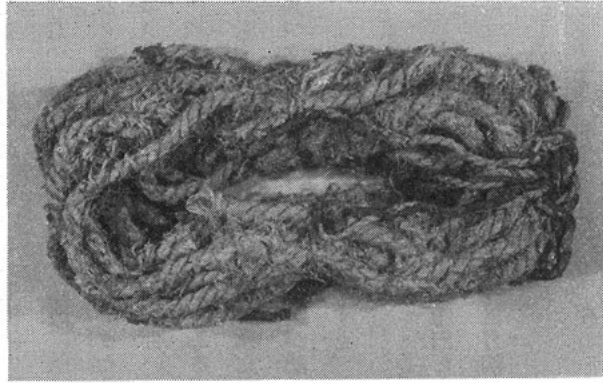
挿図10 唐花獅子文錦



挿図13 花卉双羊文錦

挿図12 花鳥浮文錦

であろうと考えられる。また錦道場幡身はもっぱら唐花獅子、花鳥山羊、花鳥浮文、花卉双羊の四種の模様に限られており(挿図10~13)、地と文様はそれぞれ一色で現わすいわゆる二色錦であることなどより推して、



挿図14 紐心麻綱

御一周忌のために大量に織り

成された国産の錦であろう。

そしてこの道場幡はその後

「永く寺物となし事に従って
出用」されたと見えその多く

は退色が甚しい。

このほか当日の銘ある金銅

枚幡鎮鐸十口、百口を超える

竹製花籠、納物は失われてい

るが宝幢幡鎮や灌頂幡街木な

どの袋が残る。

子日及卯日儀式用具

正月子日の行事具として目利箒と手辛鋤が各一对と、これをかざる机

褥、同帯、机覆、同帯の類が伝えられていて、目利箒のほかはそれぞれ

「天平寶字二年正月」の墨書がある。中国周漢の制に正月天子籍田を耕

し、王后蚕室を掃らい蚕神を祭る儀式があるが、これがわが国にも伝え

られ、孝謙天皇の天平宝字二年正月三日の初子の日に行われた。この帯

と鋤はその時に用いられたもので、万葉集に「初春の初子の今日の玉箒

手に執るからにゆらぐ玉の緒」と詠んだ大伴家持の一首はこの時の零團

気を伝えたものといえよう。手辛鋤の柄に「東大寺子日獻天平寶字二年正月」とあ

るから儀式後東大寺に献納されたものであろう。

正月卯日の杖を安置した三十足机と、これを被った黄地花卉文鶯纏羅

覆の残闕が伝えられている。南倉所納の金銀彩絵を施した椿杖二枚はこ

の卯杖であろう。机の脚と覆の一端には卯日御杖机、同机覆とあり、天

平宝字二年正月の墨書がある。中国の制にならい、正月初卯に辟邪の杖

を進める儀が行われた天平宝字二年正月初卯(六日)に用いられたもので

ある。

恵美押勝の乱に兵器を諸司に給する事

中倉に納める胡祿二十九具中の一具に木牌を付し「木工衣縫大市所給

如件」、背に「天平寶字八年九月十四日」の墨書がある。この日付は恵

美押勝が叛してから丁度四日目に当るが、この銘識によって諸司の官人

に武器を支給して乱に備えたことが知られる。現在中倉に伝存する武器

類はすべて本胡祿同様諸人に給し乱平定後還付されたものか、またそれ

が乱勃発に際して出蔵した献物帳所載の武器類に替えて返納されたもの

か、明らかにし難い。若し後者であれば当然延暦、弘仁、斉衡の数度に

亘り行われた曝涼開検目録に記載されている筈であるが全く載せていな

い。結局今中倉に伝存する武器類はその制作式目など奈良朝を下るもの

ではないと謂われているが、納庫の由来は未だ明らかでない。

孟蘭盆会献物

「天平神護元年七月十五日自内裏献大仏盛雜物机褥」と書かれた麻布の褥心は、僅かに一張を残すだけだが、あたかも七月十五日は孟蘭盆会に当る。この日宮中より雑々の物を机に載せて大仏に献ぜられたものと想像される。

称徳天皇東大寺行幸時献物

天平神護三年二月四日称徳天皇が東大寺に行幸せられ、国中連公麻呂以下大仏造頭に功勞のあつた人々に位を進められたことが続日本紀に見える。表裂を逸しているが暈絢錦で縁取られた褥の縁裏の一端に、この日の行幸に際し東大寺大仏殿に献ぜられたことが識るされていて献物の褥であることが知られる。またこの日付を刻む銀壺は甲乙一雙あり、蓋は失われているが銀の置台が付いている。重さは壺だけでも各三五キログラム以上ある巨大なものである。表面にはそれぞれ騎馬人物が山野に鹿・猪・羊・兎などを追う狩猟文をあらわし間隙を魚子で埋めている。且つ文様の部分には鍍金の痕跡が認められることに豪華な作柄である。いま甲の底裏に刻む銘文を示すと、

東大寺銀壺重大五十五斤 甲

盖実并臺惣重大七十四斤十二兩

天平神護三年二月四日

また台裏に

東大寺 銀壺臺重大十二斤 甲

とある。銘の日付から見て東大寺行幸の際の献納品と察せられる。

神護景雲二年四月三日称徳天皇東大寺行幸のことは続紀には載っていないが、中倉所納の献物几中の碧地彩絵几には綾の褥が具備し、褥裏に「長一尺七寸 廣一尺二寸 以神護景雲二年四月三日 幸行献大仏殿東大寺」の墨書があつて、この日の行幸のことが知られる。この外同日の銘ある几褥七張と几帯十条が遺存して行幸に際して多くの献物があつたことが知られる。

註

(1) 東大寺絹索院双倉は延暦二十年の宣旨により阿弥陀堂、薬師堂其他の諸堂の雜物を移納して綱封倉とした(東大寺要録)。

(2) 竹内理三編寧楽遺文解説。

(3) 御冠は後嵯峨天皇仁治三年(一二四二)出蔵内裏に進められたが還納の途上で毀損した。東大寺統要録に「是公家御無沙汰敷、勅使越度敷一向被預持雜夫之間、不知子細、振損畢、不便々々」とある。

(4) 延暦六年曝涼所解は首部欠損のため不明だが同十二年曝涼使解に

帛袷袍一領 襖子二領一袷綿

汗衫一領 褶一腰羅襦

袴一腰絮綿 御帶一條

袴二條各二副 帛綾袷袍一領

単衣一領 絮綿褶一腰羅襦

單襖子一條二副 合香二斤十二兩太

納赤染文櫛木小櫃一合牙床足 緋地錦覆一條

敷帛帳一條 布帳一條 緋絶網一條

とある。弘仁二年勅物使解も同様であり、斉衡三年雜財物実録の殘簡と見ら

れる礼冠礼服目録も闕損甚しいが同様の記載が認められる。

- (5) 正倉院御物目録は北倉、中倉、南倉の三冊より成り明治四十一年十月宮内省宝器主管より帝室博物館総長に宝物と共に引継がれた目録で「引継目録」ともいう。正倉院事務所では現在なお台帳に代るべき目録として尚蔵している。

- (6) 「正倉院御物目録」と題し十七冊本である。明治十五、六年頃編纂されたものようであるが、訂正、抹消、書入等が多くおそらく稿本として使用したものであろう。もと図書寮蔵本であったが東京帝室博物館に引継がれた。正倉院事務所にはその写本が存するが、原本はいま東博では不明であるという。現行の正倉院御物目録に対しこの目録を「旧御物目録」と仮称する。

- (7) 括弧内の数字等は正倉院御物目録中倉の番号を示す。

- (8) 大一斤は一八〇匁(六七五グラム)として計算した。宝物中比較的経年変化のないと思われる斤量を刻した金属品十数点を計量した結果、その平均値は一七九匁(六七一グラム)であった。黒川真頼博士の東大寺献物帳考証(黒川真頼全集)にも大一斤は一八〇匁としている。